

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日  
が休息日  
のときは、  
その翌日)

## ◇人委規則

### 目 次

- 住居手当に関する規則
- へき地手当等に関する規則
- 調整手当に関する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受け職員の給料月額を定める規則を廃止する規則

暫定手当に関する規則を廃止する規則

## 人事委員会規則

住居手当に関する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第三号

#### 住居手当に関する規則

##### (目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。）第九条の四の規定に基づき、住居手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### (適用除外職員)

第二条 条例第九条の四第一項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 一 県から貸与された公舎又は職員のための住宅に居住している職員

二 国、他の地方公共団体、公共企業体その他特別の法律により設置された法人等で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員

三 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員

(届出)

第三条 新たに条例第九条の四第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事委員会が定める様式の住居届により、その居住の実情をすみやかに任命権者に届け出なければならぬ。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

(確認及び決定)

第四条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第九条の四第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による確認をするに当たつては、必要に応じ、契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

3 任命権者は、第一項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を人事委員会が定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第五条 第三条の規定による届出に係る職員が食費等をあわせ支払つてい

る場合における家賃に相当する額の算定は、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が行なうものとする。

(支給の始期及び終期)

第六条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第九条の四第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第三条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行なわれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第七条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第九条の四第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、住居手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

## (経過措置)

2 昭和四十五年五月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において条例第九条の四第一項の職員たる要件を具備する期間があつた者に關する第三條及び第六條の規定の適用については、第三條中「すみやかに」とあるのは「この規則の施行の日以降すみやかに」と、第六條第一項中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは「この規則の施行の日から六十日」とする。

3 この規則の施行の日から四十五日を経過するまでの間において条例第九條の四第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員に關する第六條の規定の適用については、同條第一項中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは「この規則の施行の日から六十日」とする。

へき地手当等に関する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

## 鳥取県人事委員会規則第四号

へき地手当等に関する規則

## (目的)

第一條 この規則は、職員の給与に關する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。）第十一條の四、第十一條の五及び

第十八條の規定に基づき、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に關し必要な事項を定めることを目的とする。

## (へき地学校等)

第二條 条例第十一條の四第二項に規定するへき地学校で人事委員会規則で指定するもの（以下「へき地学校」という。）は、別表第一のとおりとし、同條同項に規定するへき地学校に準ずる学校で人事委員会規則で指定するもの（以下「準へき地学校」という。）は、別表第二のとおりとする。

## (へき地手当に準ずる手当の支給)

第三條 条例第十一條の五第一項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一條に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）が在勤地を異にする異動又は県費負担教職員の勤務する学校の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して三年を経過する際次條に規定する条件に該当する者にあつては、六年）に達する日をもつて終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わるものとする。

一 県費負担教職員がへき地学校若しくは準へき地学校（以下「へき地学校等」という。）以外の学校に異動した場合又は県費負担教職員の勤務する学校が移転等のためへき地学校等に該当しないこととなつた場合 当該異動又は移転等の日の前日

二 県費負担教職員が他のへき地学校等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は県費負担教職員の勤務する学校が移転し、当該

移転に伴つて県費負担教職員が住居を移転した場合(当該学校が引き続きへき地学校等に該当する場合に限る。) 住居の移転の日の前日

2 条例第十一条の五第一項の規定によるへき地手当に準ずる手当の月額  
は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動等の日から起算して五年  
に達するまでの間は百分の四、同日から起算して五年に達した後は百分  
の二を乗じて得た額とする。

第四条 条例第十一条の五第一項に規定する人事委員会規則で定める条件  
は、当該県費負担教職員の有する技術、経験等に照らし、三年をこえて  
引き続き異動等の直後の学校に勤務させることが必要であると任命権者  
が認めたこととする。

第五条 条例第十一条の五第二項の規定によりへき地手当に準ずる手当を  
支給される県費負担教職員は、新たにへき地学校等に該当することとな  
つた学校に勤務する県費負担教職員のうち、そのへき地学校等に該当す  
ることとなつた日(以下「指定日」という。)前に当該学校に異動し、  
当該異動に伴つて住居を移転した者で、指定日において、当該異動の日  
から起算して三年を経過していないものとする。

2 前項の県費負担教職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間  
及び額は、当該県費負担教職員の指定日に勤務する学校が同項に規定す  
る異動の前日にへき地学校等に該当していたものとした場合に第三条の  
規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

(端数計算)

第六条 条例第十一条の四第二項若しくは第三項の規定によるへき地手当  
の月額又は第三条第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の月額に  
一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつ

て、これらの手当の月額とする。

(支給方法)

第七条 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給については、給料  
の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、へき地手当及びへき地手当に準ず  
る手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

別表第一

へき地学校

所 在 地	学 校 名	級 別
東伯郡関金町大字野添三七一番地	山守小学校野添分校	三級
西伯郡大山町豊房二〇五二番地	大山小学校香取分校	三級
八頭郡用瀬町大字赤波字屋敷一三六四内第一番地	用瀬小学校板井原分校	二級
東伯郡三朝町大字大谷一〇四八番地	南小学校大谷分校	二級
東伯郡三朝町大字田代五四一番地	南小学校田代分校	二級
東伯郡三朝町大字福山二七九番地	南小学校福山分校	二級
西伯郡名和町大字加茂一八〇三ノ五番地	名和小学校神田分校	二級

日野郡江府町大字下蚊屋一三四番地	米沢小学校下蚊屋分校	二級
八頭郡用瀬町大字赤波字谷口二〇三二番地	用瀬小学校杉森分校	二級
八頭郡智頭町大字市瀬一九四一番地	智頭小学校板井原分校	二級
東伯郡三朝町大字中津六四一番地	東小学校中津分校	二級
西伯郡名和町大字東坪二四三六ノ二六番地	光徳小学校陳構分校	一級
岩美郡国府町上地三四六番地	成器小学校上地分校	一級
八頭郡若桜町大字春米一二〇番地	若桜小学校春米分校	一級
八頭郡家町大字明辺五二一番地	上私都小学校明辺分校	一級
倉吉市河来見二六三番地	高城小学校河来見分校	一級
東伯郡三朝町大字柿谷一〇七〇番地	西小学校柿谷分校	一級
西伯郡西伯町大字大木屋一〇三番地	西伯小学校大木屋分校	一級
西伯郡名和町大字門前六九〇ノ六四番地	名和小学校大山農場分校	一級
西伯郡中山町羽田井一〇七一番地	上中山小学校萩原分校	一級
日野郡日野町久住五七六番地	黒坂小学校久住分校	一級
日野郡日南町花口一二二六番地	石見東小学校花口分校	一級
日野郡江府町大字御机四七〇番地	米沢小学校御机分校	一級

別表第二

準へき地学校

日野郡江府町大字大河原三四三番地	江尾小学校大河原分校	一級
日野郡溝口町添谷三八一番地	溝口小学校添谷分校	一級
日野郡溝口町大倉九八七番地	溝口小学校大倉分校	一級
八頭郡家町大字姫路二一八番地	上私都小学校姫路分校	一級
八頭郡若桜町大字諸鹿二二九番地	若桜小学校諸鹿分校	一級
日野郡江府町大字貝田五二一番地	米沢小学校貝田分校	一級
日野郡日南町佐木谷六二七ノ四番地	山上小学校佐木谷分校	一級

所 在 地	学 校 名
日野郡日南町上萩山一二三ノ一番地	多里小学校上萩山分校

調整手当に関する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

調整手当に関する規則

調整手当に関する規則(昭和四十三年二月鳥取県人事委員会規則第三号)

の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。)第九条の二及び第十八条の規定に基づき、調整手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給地域)

第二条 条例第九条の二第一項前段の人事委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

(支給区分)

第三条 条例第九条の二第二項の甲地は、別表に掲げる地域とし、同項第一号の人事委員会規則で定める地域は、同表に掲げる地域のうち北九州市を除いた地域とする。

(端数計算)

第四条 条例第九条の二第二項又は第九条の三の規定による調整手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該調整手当の月額とする。条例第十六条、第十六条の四第二項及び第十六条の五第二項前段に規定する調整手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

(支給方法)

第五条 調整手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、調整手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

別表

都府県	支 給 地 域
東京都	特別区
愛知県	名古屋市
大阪府	大阪市
兵庫県	神戸市
福岡県	北九州市

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第六号

職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「(職員として在職した期間以外の期間については、そ

の三分の二に相当する年数」を「(その月数を十八月(五年までの年数の月数については、十五日)で除した数に相当する年数)」に改める。  
 第五条第二項中「取得した時以後の経験年数」の下に「(この経験年数が第二条第一項第四号の(1)及び(6)に規定するものである場合においては、その月数を十八月(五年までの年数の月数については、十五日)で除した数に相当する年数とする。)」を加え、「の規定に基づくものである場合においては、職員として在職した期間以外の期間については、その三分の二に相当する年数」を「に規定するものである場合においては、その月数を十八月(必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の等級に決定された者の経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数をこえない年数の月数については、十五日)で除した数に相当する年数」に改める。

第二十三条から第二十五条までを次のように改める。  
 第二十三条から第二十五条まで 削除

別表第三の九の表中

特一等級	病院又は整肢学園の総婦長の職務
一等級	一 病院又は整肢学園の婦長の職務 二 保健所の係長の職務 三 特に困難な業務を処理する助産婦又は看護婦の職務

に改める。

一等級	一 病院又は整肢学園の総婦長又は婦長の職務 二 保健所の係長の職務
-----	--------------------------------------

別表第三の十七を次のように改める。

別表第三の十七

医療職給料表(三)等級別資格基準表

職 種	職務の等級		准看護婦	保健婦		び看護婦	助産婦及	職 種
	学歴免許	等級		短大卒	大学卒			
四等級	○	七	七	六	一三	七	五	四等級
三等級	○	七	七	七	七	七	五	三等級
二等級	○	七	七	七	七	七	五	二等級
一等級	○	七	七	七	七	七	五	一等級
特一等級	○	七	七	七	七	七	五	特一等級

別表第四の一の表中

二九、五〇〇円	二六、〇〇〇円	二二、八〇〇円	二一、八〇〇円
---------	---------	---------	---------

を

三四、五〇〇円	三〇、七〇〇円	二七、三〇〇円	二六、二〇〇円
---------	---------	---------	---------

に改

める。

別表第四の二の表中

三一、〇〇〇円	二九、五〇〇円
---------	---------

を

三六、一〇〇円	三四、五〇〇円
---------	---------

に改

める。

別表第五の表中

二五、七〇〇円
---------

を

三一、二〇〇円
---------

に改める。

別表第六の表中

四六、五〇〇円
三八、一〇〇円
三二、九〇〇円
二七、一〇〇円
三一、六〇〇円
二七、一〇〇円
二三、八〇〇円

を

五三、五〇〇円
四四、三〇〇円
三八、二〇〇円
三一、九〇〇円
三六、八〇〇円
三一、九〇〇円
二八、四〇〇円

に改め、

同表の注中「三一、〇〇〇円」を「三六、一〇〇円」に改める。

別表第七の表中

四五、八〇〇円
三七、八〇〇円
三一、九〇〇円
二七、一〇〇円
三一、六〇〇円
二七、一〇〇円
二三、八〇〇円

を

五二、八〇〇円
四四、〇〇〇円
三八、二〇〇円
三一、九〇〇円
三六、八〇〇円
三一、九〇〇円
二八、四〇〇円

に改める。

別表第八の一の表中

二九、八〇〇円
二六、〇〇〇円

を

三四、八〇〇円
三〇、七〇〇円

に改

別表第八の二の表中

三一、四〇〇円
二九、八〇〇円

を

三六、五〇〇円
三四、八〇〇円

に改

める。

別表第八の三の表中

四八、三〇〇円
四三、五〇〇円
三四、九〇〇円

を

五五、六〇〇円
五〇、二〇〇円
四〇、五〇〇円

に改

める。

別表第九の表中

七二、二〇〇円
五五、〇〇〇円
四五、〇〇〇円
四二、〇〇〇円

を

八四、三〇〇円
六四、八〇〇円
五三、五〇〇円
五〇、〇〇〇円

に改める。

別表第十の表中

二八、三〇〇円
二六、〇〇〇円
二八、三〇〇円
二四、九〇〇円
二六、〇〇〇円
二二、八〇〇円
二二、八〇〇円
二六、〇〇〇円
二三、八〇〇円
二九、五〇〇円
二六、〇〇〇円
二二、八〇〇円

を

三三、五〇〇円
三〇、七〇〇円
三三、五〇〇円
二九、五〇〇円
三〇、七〇〇円
二七、三〇〇円
二七、三〇〇円
三〇、七〇〇円
二八、四〇〇円
三五、一〇〇円
三〇、七〇〇円
二七、三〇〇円

に改める。



別表第十一の表中

三〇、三〇〇円
二八、八〇〇円
二八、八〇〇円
二七、五〇〇円
二三、四〇〇円

を

三六、三〇〇円
三四、六〇〇円
三四、六〇〇円
三二、九〇〇円
二八、〇〇〇円

に改め

る。

別表第十三を次のように改める。

別表第十三

調整号給表

職務の等級 給料表	職務の等級						
	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級	七等級
行政職給料表	一〇号給	一四号給	一四号給	一四号給	一〇号給	一〇号給	二二号給
公安職給料表	一五号給	一六号給	一三号給	一六号給	二八号給		
教育職給料表(一)		二四号給	一七号給				
教育職給料表(二)		二四号給	一四号給				
研究職給料表		一五号給	二二号給	一五号給			
医療職給料表(一)		一八号給	一五号給	一四号給			
医療職給料表(二)		一四号給	一四号給	一三号給	一〇号給		
医療職給料表(三)	一四号給	一三号給	一三号給	一六号給			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「十四万七千円」を「十七万七千円」に、「一万二千二百円」を「一万四千七百五十円」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条第四項第一号中「第十一条の五」を「第十一条の六」に改め、同条同項第四号中「職務専念の特例条例」を「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第五号）」に改め、「一。以下「職務専念の特例規則」という。」を削る。

第十四条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第二十三条第二項中「第二条」の下に「第一号及び第三号」を加える。

第二十四条を削る。

第二十五条中「外」を「ほか」に改め、同条を第二十四条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十三条、第十四条及び第二十三条の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行う」を「行なう」に、「次表」を「次の表の」に、「同表」を「同表の」に改め、同条の表を次のように改める。

母 米 寮	(2)	(1)に掲げる職員以外の職員	勤務箇所	職 員	調整数
	(1)	收容者と起居を共にする看護婦及び准看護婦			
	(2)	(1)に掲げる職員以外の職員	身体障害者 更生指導所	健婦	二
	(1)	職業指導員、機能回復訓練員、商工技師及び保			
					一

積善学園	(3)	保母 保健婦	皆成学園	(1) 收容者と起居を共にする看護婦	三
	(1)	児童と起居を共にする部長及び保母	(2) 児童と起居を共にしない部長、主任及び教母	(1) 児童と起居を共にする看護婦	三
	(5)	部長及び保健婦	(3) 重度棟以外の收容棟に勤務し、児童と起居を共にする保母	(2) 児童と起居を共にする看護婦	一
	(2)	児童と起居を共にしない部長、児童指導員及び	(1) 児童と起居を共にする部長、主任、教護及び教母	(1) 児童と起居を共にする看護婦	四
	(1)	児童と起居を共にする部長及び保母	(2) 児童と起居を共にしない部長、主任及び教母	(2) 児童と起居を共にする看護婦	一
	(3)	保母	皆成学園	(1) 收容者と起居を共にする看護婦	三
	(1)	児童と起居を共にする部長及び保母	(2) 児童と起居を共にしない部長、主任及び教母	(1) 児童と起居を共にする看護婦	四
	(5)	部長及び保健婦	(3) 重度棟以外の收容棟に勤務し、児童と起居を共にする保母	(2) 児童と起居を共にする看護婦	五
	(2)	児童と起居を共にしない部長、児童指導員及び	(1) 児童と起居を共にする部長、主任、教護及び教母	(1) 児童と起居を共にする看護婦	一
	(1)	児童と起居を共にする部長及び保母	(2) 児童と起居を共にしない部長、主任及び教母	(2) 児童と起居を共にする看護婦	三
	(3)	保母	皆成学園	(1) 收容者と起居を共にする看護婦	四
	(1)	児童と起居を共にする部長及び保母	(2) 児童と起居を共にしない部長、主任及び教母	(1) 児童と起居を共にする看護婦	五

<p>中 学 校 小 学 校</p>	<p>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に規定する特殊学級を担当し、特殊教育に直接従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師</p>	<p>二</p>
<p>鳥 取 盲 学 校 鳥 取 ろう 学 校 米 子 皆 生 学 園 白 兎 学 園 皆 浜 学 園</p>	<p>(2) (1)に掲げる職員以外の職員  (1) 校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寮母</p>	<p>一  二</p>
<p>衛 生 研 究 所</p>	<p>結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする科長、研究員及び衛生技師</p>	<p>二</p>
<p>病 院</p>	<p>結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核患者に直接接することを常例とする衛生技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師</p>	<p>二</p>
<p>保 健 所</p>	<p>結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核患者に直接接することを常例とする係長、衛生技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師</p>	<p>二</p>
<p>整 肢 学 園</p>	<p>(2) (1)に掲げる職員以外の職員</p>	<p>一</p>
<p>整 肢 学 園</p>	<p>(1) 児童指導員、保母、診療放射線技師、診療エックス線技師、理療師、総婦長、婦長、看護婦及び准看護婦</p>	<p>三</p>
	<p>(4) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員</p>	<p>一</p>

附 則

この則規は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三等級」を「二等級、三等級」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例第七条の二第一項の規定に基づき人事委員会規則で指定する職(以下「管理職手当指定職」という。)を除く。

第二条第一項第三号中「調整手当が支給される地域」を「条例第九条の二第一項の人事委員会規則で定める地域」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 条例第九条の二第一項の人事委員会規則で定める地域に所在する公署に置かれる職

第二条第一項第五号を削る。

第二条第二項及び第三項に次のただし書を加える。

ただし、管理職手当指定職を除く。

第三条各号列記以外の部分中「第五号」を「第四号」に、「十七年」を「二十二年」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「大学の別表下欄に掲げる学科を卒業した者で、」を「大学において当該職に係る別表第一の左欄に掲げる科学技術の部門に対応する同表の右欄に掲げる学科の正規の課程を修めた者で」に改め、同号を第五号とし、同項第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条第一号から第四号までの規定中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「第五号」を「第四号」に、「第八号から第十一号まで」を「第七号から第十号まで」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同条第六号とする。

第五条第一項中「十五年」を「二十年」に、「第六号及び第七号」を「第五号及び第六号」に、「前条第六号」を「前条第五号」に、「第八号から第十一号まで」を「第七号から第十号まで」に、「前条第七号」を「前条第六号」に改める。

第五条第二項第二号中「等級に属する職」の下に「(管理職手当指定職を除く。）」を加える。

第六条第一項中「第五号」を「第四号」に改め、「大学卒業」を「大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)卒業」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二

職員の区分	第3条第1号の職員及び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及び第4条第3号の職員	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員	第3条第5号の職員及び第4条第5号の職員	第3条第6号の職員及び第4条第6号の職員	第3条第7号の職員及び第4条第7号の職員
(1) 採用の日又は第4条各号の職員となつた日から1年間の期間が満了する日の翌日から1年間の期間	45,000 円	40,000 円	35,000 円	27,500 円	2,500 円	1,000 円	
(2) 1年間の期間が満了する日の翌日から1年間の期間	42,800 円	38,100 円	33,500 円	26,500 円	2,000 円	700 円	
(3) 2年間の期間が満了する日の翌日から1年間の期間	40,600 円	36,200 円	32,000 円	25,500 円	1,500 円	400 円	
(4) 3年間の期間が満了する日の翌日から1年間の期間	38,400 円	34,300 円	30,500 円	24,500 円	1,000 円		
(5) 4年間の期間が満了する日の翌日から1年間の期間	36,200 円	32,400 円	29,000 円	23,500 円	500 円		
(6) 5年間の期間が満了する日の翌日から1年間の期間	34,000 円	30,500 円	27,500 円	22,500 円			
(7) 6年間の期間が満了する日の翌日から1年間の期間	31,800 円	28,600 円	26,000 円	21,000 円			
(8) 7年間の期間が満了する日の翌日から1年間の期間	29,600 円	26,700 円	24,500 円	19,500 円			
(9) 8年間の期間が満了する日の翌日から1年間の期間	27,400 円	24,800 円	23,000 円	18,000 円			
(10) 9年間の期間が満了する日の翌日から1年間の期間	25,200 円	22,900 円	21,500 円	16,500 円			
(11) 10年間の期間が満了する日の翌日から1年間の期間	23,000 円	21,000 円	20,000 円	15,000 円			
(12) 11年間の期間が満了する日の翌日から1年間の期間	20,700 円	18,900 円	18,000 円	13,500 円			

(13) 年 12の期間が満了する日の翌日から1年	18,400	16,800	16,000	12,000		
(14) 年 13の期間が満了する日の翌日から1年	16,100	14,700	14,000	10,500		
(15) 年 14の期間が満了する日の翌日から1年	13,800	12,600	12,000	9,000		
(16) 年 15の期間が満了する日の翌日から1年	11,500	10,500	10,000	7,500		
(17) 年 16の期間が満了する日の翌日から1年	9,200	8,400	8,000	6,000		
(18) 年 17の期間が満了する日の翌日から1年	6,900	6,300	6,000	4,500		
(19) 年 18の期間が満了する日の翌日から1年	4,600	4,200	4,000	3,000		
(20) 年 19の期間が満了する日の翌日から1年	2,300	2,100	2,000	1,500		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則

第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「場合の通勤距離は、職員の住居から勤務公署に至る経路のうち」を「徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに第九条及び第九条の二に規定する自転車等を使用する距離は、」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 給与条例第十条第一項第二号若しくは第三号に該当する職員（第九条第一項の公署に勤務する職員に限る。）で同条第二項の職員たる要件を具備していないものが新たに当該要件を具備するに至つた場合又は同条例第十条第一項第二号若しくは第三号に該当する職員（第九条第一項の公署に勤務する職員に限る。）で同条第二項の職員たる要件を具備するものが当該要件を欠くに至つた場合には、当該職員は、前項の規定による届出の例により届け出なければならない。

第九条第二号及び第三号中「七百元（その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、九百元）」を「九百元（前条第一項の公署に勤務する職員で同条第二項の職員たる要件を具備するものにあつては、千四百円）」に改め、同条を第九条の二とし、第八条の次に次の一条を加える。

（自転車等使用者についての特例）

第九条 給与条例第十条第二項第二号に規定する公署は、調整手当に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第五号）別表に掲げる地域以外の地域に所在する公署とする。

2 給与条例第十条第二項第二号に規定する通勤が不便であると認められるものは、自転車等を使用する距離が片道十キロメートル以上である職員のうち次の各号の一に該当する職員とする。

一 通勤のため利用し得る交通機関のない者

二 自転車等を使用しないで交通機関を利用して通勤するものとした場合において、住居若しくは勤務公署からその利用することとなる交通機関のもよりの駅（停留所等を含む。）までの距離が二キロメートル以上である者又はその利用することとなる交通機関の運行回数その他の事情が人事委員会の定める条件に該当する者

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和三十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十一条の六」を「第十一条の七」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（管理又は監督の業務その他特殊な業務）

第二条 各例第十六条の二第一項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 警察署における業務の管理又は監督のための業務
- 二 警察本部又は警察署における警備又は事件の捜査、処理等のための業務
- 三 農業経営大学校、倉吉農業高等学校又は警察学校における講習生等の生活指導等のための業務

（宿日直手当の額）

第三条 各例第十六条の二第一項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 前条各号に掲げる業務を主として行なう宿日直勤務については、その勤務一回につき千二百円（土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務にあつては、千八百円）。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき六百円
- 二 前号に規定する宿日直勤務以外の宿日直勤務については、その勤務一回につき六百二十円（土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務にあつては、九百三十円）。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき三百十円

第四条中「第二条に規定する」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年一月一日から適用する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（勤勉手当の成績率）

第七条 成績率は、百分の四十以上百分の九十以下の範囲内で任命権者が定めるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第二十三号

勤務1回につき	200円
勤務1回につき	160円
を	
勤務1回につき	250円
勤務1回につき	200円

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

(夜間特殊業務手当の額)

第四条 条例第六条の人事委員会規則で定める夜間特殊業務手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。

一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 二百五十円

二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務 百七十円(深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、百四十円)

(作業手当及び夜間特殊業務手当支給の手続)

第五条 所属長は、その所属する職員に対し、条例第三条第一項各号に掲げる作業を命じた場合は、特殊勤務(作業)実績簿(様式第一号)に、条例第五条に規定する業務を命じた場合は、特殊勤務(夜間特殊業務)実績簿(様式第二号)にそれぞれ所要事項を記入し、これを保管しなければならない。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(作業手当及び夜間特殊業務手当の支給方法)

第六条 作業手当及び夜間特殊業務手当は、月の一日から末日までを計算期間とし、一の計算期間の分を次の計算期間における給料の支給期日までに支給する。ただし、勤務実績の報告が求められる場合等で給料の支給期日までに支給することができないときは、給料の支給期日後において支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、作業手当及び夜間特殊業務手当の支給に關しては、給料の支給方法に關する規定を準用する。

様式中

( 月分)  
特殊勤務手当実績簿

を

( 月分)  
特殊勤務(作業)実績簿

に改め、同様式を様式第一号と

し、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第二号

所属直接 監督 長印 若印	日 曜	従事し た時間	回		規程第4条第2号に 掲げる勤務時間 が2時間以上 満たない場合	規程第4条第2号に 掲げる勤務時間 が2時間以上 満たない場合	従事 者印	備 考
			規程第4条第1号に掲げる勤務	規程第4条第2号に掲げる勤務				
	1	からまで						
	2							
	30							
	31							
	計							

備考 所属長は、必要に応じてこの様式に所要の調整を加えることができる。



附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に残存する特殊勤務実績簿の用紙については、当分の間、この規則の規定にかかわらず、所要の調整をして使用することができる。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

退職手当を受けて退職した者のその退職の時期	率
昭和23年1月1日から 昭和23年5月31日まで	13.4
昭和23年6月1日から 昭和23年11月30日まで	10.2
昭和23年12月1日から 昭和25年12月31日まで	6.8
昭和26年1月1日から 昭和26年9月30日まで	5.0
昭和26年10月1日から 昭和27年10月31日まで	4.1
昭和27年11月1日から 昭和28年12月31日まで	3.2
昭和29年1月1日から 昭和29年6月30日まで	2.9

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表中

(二)	給料表	医療職
以上		一等級のうち十一号給

を

(一)	給料表	医療職
給以上	特一等級のうち十三号	特一等級のうち十二号
		給以下及び一等級のうち十一号給

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

職員の間給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員の給料月額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の間給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員の給料月額を定める規則を廃止する規則

職員の間給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員の給料月額を定める規則（昭和四十三年四月鳥取県人事委員会規則第二十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

暫定手当に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十九号

暫定手当に関する規則を廃止する規則

暫定手当に関する規則（昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。